第２４回柏市農業委員会総会議事録

１　令和８年７月１０日(金)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長染谷　茂が招集した。

２　場所　市役所分室１第１会議室　午後２時００分

３　出席した委員は次のとおりである。

＜農業委員＞

１番	岡田英夫	２番	染谷織恵
３番	平川　徹	４番	深山敬子
５番	坂巻洋行	６番	豊田佐智子
７番	伊藤　透	８番	大宮茂男
１０番	染谷　茂	１１番	橋本英介
１２番	谷田貝和代	１３番	村越　等
１４番	山﨑明久		

１５名中１３名出席

＜農地利用最適化推進委員＞

１７番	寺島和彦	１８番	関根勝敏
１９番	林　敏夫	２０番	清水良晃
２１番	鹿倉健次	２２番	友野博之
２３番	木村美智子	２４番	冨澤智彦
２５番	坂巻儀治	２７番	中村　衛
２８番	嶋田　等	２９番	江口　武
３０番	鈴木幸夫	３１番	大塚信幸

１５名中１４名出席

４　欠席した委員は次のとおりである。

９番	成嶋君美	１５番	日暮　悟
２６番	砂川晴彦		

5　出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	関野昌幸
事務局長補佐	兼岡洋和
係長	上野輝子
主任	寺田直晃
主事	小泉優菜
主事補	若月航輝

6　本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第　１号　農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について

議案第　２号　農地法第５条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について

議案第　３号　公売買受適格証明願に対する県への意見の送付について【農地法第５条要件】（許可時の同意を含む）

議案第　４号　農用地利用集積等促進計画案への意見について（その１～その２）

7　協議事項

（１）令和８年度農地利用状況調査について

8　報告事項

（１）農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

（２）農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

（３）利用権の中途解約に係る通知の確認について

（午後２時００分開議）

議長　それでは，ただいまより第２４回柏市農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は農業委員１５名中１３名，推進委員１５名中１４名の出席でございます。

よって，定足数に達しておりますので，会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは，着座して進めさせていただきます。

議長　日程１，議事録署名委員を選任したいと思いますが，選任方法はいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長　ありがとうございます。「議長一任」ということですが，ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　それでは，指名をいたします。

染谷織恵委員，平川徹委員，よろしくお願いいたします。

議長　次に，日程２，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

それでは，議案の審議に入ります。

今月の担当は，第４調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，橋本委員長よろしくお願いいたします。

橋本委員長

農地第４調査会は，去る７月１日，７月２日，令和８年度第４回農地調査会を実施いたしました。

今回の調査事案である農地法第３条４件，第５条３件，公売買受適格証明１件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和８年３月に開催された第２０回総会の議案第１号から第３号までの計１３件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長　ご苦労さまでした。

議長　それでは，日程３，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長　ありがとうございました。

それでは，審議に入ります。

１番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

橋本委員長　１番についてご報告します。

調査会資料は，２ページからになります。

本件は，●●在住の譲受人が，隣接する自己所有地と一体的に耕作したいため，また譲渡人は，自宅から遠いため，所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は，●●の田●●筆●●㎡で，●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については，資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し，農地法第３条第２項の許可基準に基づき審査したところ，適正であると認め，第４調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，申請内容に基づき，責任を持って耕作するように伝え，その意思を確認しています。

以上です。

議長　ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

１番について何か質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長　「なし」という声がございますので，１番を承認いたします。

１番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長　挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

次の審議に入ります。

２番について，調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

橋本委員長　２番についてご報告します。

調査会資料は，６ページからになります。

本件は，●●在住の譲受人が，自宅から近く耕作しやすいため，また譲渡人は，農業経営縮小のため，所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は，●●の畑●●筆●●㎡で，●●，●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については，資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し，農地法第３条第２項の許可基準に基づき審査したところ，適正であると認め，第４調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，申請内容に基づき，責任を持って耕作するように伝え，その意思を確認しています。

以上です。

議長　ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

２番について何か質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長　「なし」という声がございましたので，２番を承認いたします。

次の審議に入ります。

３番について，調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

橋本委員長　３番について，ご報告します。

調査会資料は，１０ページからになります。

本件は，●●在住の譲受人が，農業経営拡大のため，また譲渡人は，高齢により，農業経営縮小のため，所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は，●●の畑●●筆●●㎡で，●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については，資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し，農地法第３条第２項の許

可基準に基づき審査したところ，適正であると認め，第４調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，申請内容に基づき，責任を持って耕作するように伝え，その意思を確認しています。

以上です。

議長　ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

３番について何か質問はございませんか。

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長　「なし」という声がございましたので，３番を承認いたします。

次の審議に入ります。

４番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

橋本委員長　４番について，ご報告します。

調査会資料は，１４ページからになります。

本件は，●●在住の譲受人が，新規に親の所有する農地を譲り受けるため，また譲渡人は，高齢により，農業経営縮小のため，所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は，●●の田●●筆●●㎡で，現況は畑となっており，●●，●●，●●など１０品目を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の計画等については，資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し，農地法第３条第２項の許可基準に基づき審査したところ，適正であると認め，第４調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，申請内容に基づき，責任を持って耕作するように伝え，その意思を確認しています。

以上です。

議長　ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

４番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

村越委員　この譲渡人から相談を受けていたのですが，親子の贈与でもこのように新規就農ということになるのでしょうか。

橋本委員長　別世帯で，なおかつ●●に住んでいて，親子関係であっても農業をやったことがないということで，新規就農として扱っています。

村越委員　新規就農じゃないと，贈与されないということですか。●●の人なら大丈夫ということですか。

橋本委員長　そういうことではないです。別世帯だからです。

今回，新規就農と書かれていますが，新規就農の補助金などは一切受けていないです。

村越委員　分かりました。

議長　そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長　「なし」という声がございましたので，４番を承認いたします。

議案第１号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長　挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

議長　次の議案に入ります。

議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長　ありがとうございました。

それでは，審議に入ります。

１番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

橋本委員長　１番について，ご報告します。

調査会資料は，２３ページからになります。

本件は，所有権の移転に伴う資材置場及び車両置場への転用許可申請です。

申請地は，●●の畑●●筆●●㎡です。申請地周辺は，甲種・１種・３種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから，第２種農地と判断しました。

譲受人は，●●で●●を営む法人です。申請地は，譲受人が平成２５年頃より農地法の許可を得ることなく賃借し，輸出用中古自動車等の資材置場として使用していました。申請地を正式に購入し，引き続き資材置場として使用したく申請に至ったものです。

本来転用手続を事前に行うべきであり，始末書が提出されています。

計画内容は，輸出用中古自動車●●台，中古タイヤ●●本及び自動車部品●●台分を保管します。敷地内は，一部砕石敷及

びコンクリート敷の部分があり，現状のまま使用します。また，休憩及び事務スペースとしてプレハブ施設を設置しています。

被害防除対策として，雨水は自然浸透とします。敷地外周に設置した高さ３ｍの既設鋼板により外部への土砂等の流出を防ぎます。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を，農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第４調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長　ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

１番について何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

村越委員　この人は，どこの●●ですか。

事務局　●●です。

村越委員　●●へ輸出しているのですか。

事務局　はい。

議長　そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長　「なし」という声がございましたので，１番を承認いたします。

次の審議に入ります。

２番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

橋本委員長　２番について，ご報告します。

調査会資料は，２８ページからになります。

本件は，使用貸借権の設定に伴う，農地造成の転用許可申請です。

申請地は，●●の田●●筆合計●●㎡です。

第１種農地となりますが，一時的な利用に供するために行う事業による不許可の例外と判断いたしました。

申請地は，水はけが悪く耕作がしづらいことから，盛土による農地造成を行うものです。土壌改良後は，●●を栽培する計画としています。

計画内容は，現状地盤よりかさ上げを行い，平均盛土高は２．８ｍとします。工事完了後は境界杭を復元します。埋立方式については，単純埋立方式にして１ｍ覆土します。造成期間は３年間です。

被害防除対策として，雨水は自然浸透とします。法面下に幅１８ｃｍのＵ字溝を設置します。オーバーフローした雨水については，集水ますを設け，直径１０ｃｍの塩化ビニール管を通じて既設水路に放流します。土砂等の搬出入の際は誘導員を配置します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を，農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第４調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長　ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

２番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

山﨑委員　完成したときに，道路から最終的にどのぐらいの高さになるのですか。

橋本委員長　１．８ｍぐらいの高さです。

議長　よろしいですか。

山﨑委員　はい。

議長　そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長　「なし」という声がございましたので，２番を承認いたします。

次の審議に入ります。

３番及び４番は一体の事業ですので，一括して調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

橋本委員長　３番及び４番について，ご報告します。

調査会資料は，３３ページからになります。

本件は，売買による所有権移転を伴う，資材置場及び車両置場への転用許可申請です。

申請地は，●●の田●●筆合計●●㎡で，現況は畑となっております。市街化区域に近接し，１０ｈａ未満の区域内の農地

であることから，第２種農地と判断しました。

譲受人は，●●で●●を営む法人です。事業拡大に伴い，資材置場及び車両置場が不足したため，本店から近く，交通の利便性に優れ，十分な面積を有している申請地を資材置場及び車両置場として利用したく，今回の申請に至ったものです。

計画内容は，資材置場及び車両置場として，トラック●●台，ユンボ●●台，鉄パイプ●●本，足場板●●枚を置きます。出入口は幅６ｍで，縁石を撤去し一部切土してスロープを作成し，厚さ１０ｃｍのコンクリート舗装とします。敷地内は，厚さ２０ｃｍの砂利敷きとします。

被害防除対策として，雨水は自然浸透とします。敷地外周には，土砂流出対策として，高さ２０ｃｍの新設築堤を設置します。また，高さ１５０ｃｍの新設丸木トラロープを設置します。工事中は誘導員を配置し安全に配慮して実施します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を，農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第４調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長　ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

３番及び４番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

山﨑委員　この資材置場の周りは何も囲わないのですか。

橋本委員長　トラロープで囲います。

ーー委員　分かりました。

議長　そのほかございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長　「なし」という声がございましたので，３番及び４番を承認いたします。

議案第２号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長　挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第３号「公売買受適格証明書の交付について【農地法第５条要件】（許可時の同意を含む）」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長　ありがとうございました。

それでは，審議に入ります。

１番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

橋本委員長　１番について，ご報告します。

調査会資料は，３８ページからになります。

本件は，●●の法人である申請人が，農地の転用を目的として，東京国税局が行う公売に参加するため，公売買受適格証明を申請したものです。

申請地は，●●の畑●●筆●●㎡です。

申請地は，甲種・１種・３種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから，第２種農地と判断しました。

申請人は，●●で●●を営む法人です。事業拡大に伴い，資材置場が不足したため，既存の資材置場から比較的近く，十分な面積を有していることから，今回の申請に至ったものです。

計画内容は，資材置場として，ブロック材●●本，単管パイプ●●本，二次製品●●等を置きます。通路部分は盛土せず，厚さ２０ｃｍの砕石敷とします。

被害防除対策として，雨水は自然浸透とします。敷地外周には，高さ１．２ｍのコンクリートブロックフェンスを設置し，周辺の農地への砕石や土砂の流出を防ぎます。出入口には高さ１ｍのゲートを設けます。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を，農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第４調査会としては，承認相当と判断しました。

なお，申請者に対し，落札した際は，本申請で許可を得て，申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長　ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

１番について何か質問はございませんか。

大塚委員　農地区分の甲種・１種・２種・３種，勉強不足で内容をよく分かっていないのですが，あの畑が生産性の低い農地とは思えないのですが。

事務局　この農地は第２種です。周りが１０ｈａ以上農地でつ

ながっている状態になっていると第１種です。要は定義づけであり，第１種というのは転用は基本的に難しい，認められない農地になります。

ですので，一番の大まかな基準としては，その対象の農地の周りが１０ｈａ以上農地で連なっているかというのがまずポイントにはなってきます。例えばですけれども，今回の農地自体は生産性が高いとしても，その周り１０ｈａの範囲で農地ではないところがあると，第２種，第３種となり，転用が認められる農地となってきます。

ですので，その農地単体で見るというよりは，その地域の周り全体がどういう状況になっているかというところが，この農地区分という考え方です。

議長　そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長　「なし」という声がございましたので，１番を承認いたします。

議案第３号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長　挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第４号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」その１及びその２を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長　ありがとうございました。

議案第４号その１につきましては，●●委員が農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」の規定に該当しますので，●●委員の除斥を求めます。

（●●委員が退席）

議長　それでは，審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課　それでは，ご説明させていただきます。ここから説明する計画番号全てが農地中間管理事業の案件で，借受者は千葉県園芸協会です。

計画番号第１３番は，１１番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は，●●に在住する農業者で，●●の田●●筆と●●の田●●筆，合計面積●●㎡に継続して賃借権を設定するもので，設定期間は１０年及び９年１１か月です。

なお，以上の計画要請の内容は，従事日数など，農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の各要件を満たしております。

以上です。

議長　ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

議案第４号その１について何か質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長　「なし」という声がございましたので，承認いたします。

議案第４号その１を採決いたします。

本案を原案のとおりとして，意見なしとする農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長　挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

（●●委員が着席）

議長　次の審議に入ります。

議案第４号その２の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課　それでは，ご説明させていただきます。

計画番号第１２番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は，●●に在住する農業者で，●●の田●●筆，面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので，設定期間は５年です。

計画番号第１３番から第２１番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は，●●に在住する農業者で，●●の田●●筆，●●の田●●筆で，合計面積●●㎡に新規及び継続して賃借権を設定するもので，設定期間は１０年です。

なお，以上の計画要請の内容は，従事日数など，農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の各要件を満たしております。

以上です。

議長　ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

議案第４号その２について何か質問やご意見はございません

か。

（「なし」の声あり）

議長　「なし」という声がございましたので，承認します。

議案第４号その２を採決いたします。

本案を原案のとおりとして意見なしとする農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長　挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

それでは，議案第４号が終了しましたので，農政課の方は退席されて結構です。

ご苦労さまでした。

（農政課職員退席）

議長　以上で，本日の議案審議は終了いたしました。

次に，協議事項に入ります。

協議事項１「令和８年度農地利用状況調査について」を協議いたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長　ありがとうございます。

次に，詳細説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

（議長の指名で事務局が詳細説明）

議長　ありがとうございました。

協議内容の説明がございました。

本件に関する調査手順など，具体的な質疑につきましては，本会議終了後に行うとのことですので，ご了承願います。

それでは，実施要領案について，ご意見等はございませんか。

どうぞ。

岡田委員　利用状況調査の記載例がありますよね。対象を赤く四角で囲うのか，丸なのかどちらですか。

事務局　解消済みの場合は丸をつけていただきまして，新たに荒れた農地を発見した場合につきましては，バツをつけていただきたいと思います。

丸やバツをつけていただいた後に，現況の様子をできる範囲で構いませんので，記載いただけたらと思っております。

議長　よろしいですか。

岡田委員　はい。

議長　そのほかございませんか。よろしいですか。

鈴木委員　ちょっといいですか。

議長　はい，どうぞ。

鈴木委員　６ページにＡ－ａ，Ａ－ｂ，Ｂと，遊休農地を３つに分類するようになっていて，９ページの分類と一致すると思っているんですけれども，左側の２号遊休農地は何ですか。この３つの分類以外の表記があるのですが，これはどういうふうに表記すればいいんですか。

事務局　今回としましては，１号遊休農地の緑区分と書いてあるものがこちらの記載例の１号－ａ分類に該当し，１号遊休農地の黄色区分が１号－ｂ分類に該当いたします。

こちらの９ページを見ていただきつつ，１号遊休農地のａ分類，ｂ分類のみ今回のマップに反映していただければと思います。

鈴木委員　１号遊休農地が対象で，この２号遊休農地というのは対象じゃないということでしょうか。こちらはどう考えたらいいのでしょうか。

事務局　２号遊休農地は，まだ農地の復元が可能な範囲となります。

鈴木委員　右側の分類方法で見てくださいねということですか。

事務局　そうです。そういうことになります。

議長　そのほかよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長　「なし」という声がございましたので，協議事項１を決定いたします。

次に，報告事項がございますので，一括して事務局に説明を求めます。事務局お願いします。

（議長の指名で事務局が報告事項説明）

議長　ありがとうございました。

いずれも報告事項でございますので，ご了解を得たいと思います。

今後の予定を申し上げます。

７月３０日，３１日が調査会で，３０日は午前９時から，３１日は午後１時からです。場所は分室３第４会議室です。担当は，農地第１調査会です。

８月７日午後２時からが総会で，場所は分室３第４会議室です。

これをもちまして，第２４回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

（午後２時５５分閉会）